

(監査委員事務局：監査結果に関する公表（臨時監査）)

監査委員公表第731号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づき実施した臨時監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年3月25日

大分県監査委員	長谷尾	雅通
大分県監査委員	長野	恭子
大分県監査委員	森	誠一
大分県監査委員	守永	信幸

第1 監査の概要

この臨時監査は、大分県監査委員監査基準（令和2年大分県監査委員告示第1号）に準拠して実施した。

1 監査の対象

監査日の属する月の前々月末までの6か月間における旅費、その他需用費等の事務的経費及び現金出納事務、その他必要と認めるもの

2 監査の実施

知事部局、病院局及び教育庁について、令和6年12月4日から令和7年1月23日までの期間において実施した。

	監査対象機関数
知事部局	5
病院局	1
教育庁	1
合計	7

なお、監査対象機関ごとの実施日は、第2の3に示す表のとおりである。

3 監査の主眼

旅費、その他需用費等の事務的経費の適正支出が確保されているか、また、現金出納事務ほか日常事務が適正に処理されているかを主眼として実施した。

第2 監査の結果

監査を実施した7機関の財務に関する事務の執行について、下表に示すとおり2機関において、2件の指摘事項があった。

その他の機関においては、指摘事項又は注意事項に該当する事項はなく、財務に関する事務が概ね適正に執行されたものと認められた。

なお、指摘事項と注意事項の区分は以下のとおりである。

(1) 指摘事項

是正又は改善を要するものとして、文書により嚴重に注意することが適当と認められるもので、概ね次に該当するもの

- ① 違法又は不当な事項で、その程度が重大なもの
- ② 故意又は重大な過失が認められるもの
- ③ 事務処理等が著しく適正を欠くもの
- ④ 著しく経済性、効率性、有効性に欠けるもの

(2) 注意事項

是正又は改善を要するものとして、文書により注意することが適当と認められるもので、概ね次に該当するもの

- ① 違法又は不当な事項で、その程度が比較的軽微なもの
- ② 過失が認められるもの
- ③ 事務処理等が適正を欠くもの
- ④ 経済性、効率性、有効性に欠けるもの

### 1 指摘事項

監査対象機関	監査結果
(病院局)	
病院局	医師に対する時間外勤務手当について、法令の規定に違反し、勤務1時間当たりの給与額の算定に当たり、初任給調整手当を含めていなかったことが認められた。
(教育庁)	
高校教育課	Playful Coding推進委託業務又はPlayful Robotics推進委託業務を実施した県立学校について、業務内容があいまいな仕様書を用いて契約を締結していることから、契約金額が適正かどうかの判断が困難な上に、仕様書に明記された業務を一部実施していないにもかかわらず委託料を支出している事例が多数認められた。これは、事業主管課として当該事業の実施にあたり、ひな形となる仕様書の送付や予算の令達を行うのみで、各学校に対して事業内容や仕様書の作成手順の説明を十分に行わず、事業の執行を任せきりにしたことなどが要因と認められた。

### 2 注意事項

なし

### 3 監査の執行状況

監査対象機関ごとの監査実施日は、次表のとおりである。

監査対象機関	監査実施日
(知事部局)	
大分県南部振興局	令和6年12月4日
大分県税事務所	令和6年12月6日
生活環境企画課	令和6年12月13日
国東土木事務所	令和6年12月6日
臼杵土木事務所	令和6年12月4日
(病院局)	
病院局	令和7年1月8日
(教育庁)	
高校教育課	令和7年1月23日